

R. ブランダム の明示化プロジェクトとその教育学的意義

—条件文を用いた行為理由の明示化と人間形成—

(教育臨床) 杉田浩崇

Robert Brandom's Project of *Making It Explicit* and Its Educational Meaning

—Articulating Reasons by Using the Conditional and Human Formation—

Hiroataka SUGITA

(平成 28 年 7 月 19 日受理)

抄録：本稿は、ロバート・ブランダム の理由の明示化に関する理論が含む教育学的な意義を明らかにするものである。ブランダム の特徴は、概念の意味を表象ではなく、判断において示される概念間の推論関係によって説明することで、カントやヘーゲルの哲学ならびにプラグマティズムの思想を語用論的な視点から再解釈する点にある。それによれば、「自己」は概念間の推論関係にコミットする中で、新たなコミットメントをそれまでなしたコミットメントとの関係と統合し、自分の責任範囲（コミットメントの全体的な布置関係）を確定していく活動として理解される。だが、コミットメントの統合はつねに順調に行われるわけではない。暗黙の裡になされていたコミットメントの矛盾を解消するために、語用論的に重視されるのが条件文を用いた反省作用である。すなわち、条件文を用いることで「自己」は自分の暗示的な行為理由を明示化することになるが、その過程は暫定的に客観的な正しさを措定し、「自己」を更新するとともに、将来へ向けて責任を負っていくことにほかならないというのである。ここに歴史や規範的な言語使用にコミットすることで、自律的に自由を行使する「自己」が形成されていくという人間形成をめぐる視座を読み取ることができる。

キーワード：ロバート・ブランダム (Robert Brandom)、行為理由の明示化 (articulating reasons)、表象 (representation)、条件文の語用論と反省作用 (pragmatics of the conditional and reflection)

はじめに

本稿の目的は、条件文を用いた行為理由の明示化とそれによる自己意識の発展過程を結び付けて論じるアメリカの哲学者ロバート・ブランダム (Robert Brandom) の「明示化プロジェクト」が、いかなる人間形成の描像をもたらすのかを明らかにすることである。

近年、アメリカではロバート・ピピン (Robert Pippin) やテリー・ピンカート (Terry Pinchard) によってヘーゲル哲学が捉えなおされるようになり、またそうした流れの中で分析哲学をカントやヘーゲルの哲学の思想史的な背景をふまえて再び体系化しようとする動向が見られる (マクダウエル (John McDowell) やブランダム)。これらはクワイン以降の全体論的な言語観やプラグマティズムの思想をふまえて、合理的であることを社会的な相互承認による現実化として捉えている。たとえば、ピピンは行為に関する分析哲学の成果を背景に、「理性」を主体の心の働きではなく行為の相のもとで捉え、人間形成を共同体の中で行為者の行為が相互承認されていく歴史的発展として描いている (ピピン 2013)。

こうした動向は、とりわけリベラリズムの伝統のもとで議論されてきた「合理性」や「自律性」といった概念に対する反省を迫りうる。たとえば、教育哲学におけるリベラリズムの伝統は、「自律性」を「選択すること」や「決定すること」だと捉えてきた。たしかにロンドンスクールの教育哲学者は過度な子ども中心主義教育に対してイニシエーションの論理的な必然性を示してきたが、それでも個人の自由意思による制御のもと、自分にとって真なるものを選択するというモデルに立っている (Bonnett & Cuypers 2003: 329-30)。個人の選択をモデルに置く自由概念は、言語行為と独立した心の捉え方や因果的な行為観を前提にしていよう。対して、上述した思想潮流は、言語ゲームのうちで諸概念を使用して行為理由を語りだす中で、そこで語られる事柄を是認し、自らの行為理由として引き受けていく点に「自由」の位相を見出している。心や個人の行為は社会的・歴史的な言語実践に埋め込まれながら発展・展開されていくとされるため、合理的・自律的になっていく自己形成の過程をリベラリズムの伝統とは異なる仕方でも描き出す可能性を示してくれるように思われる。

本稿ではこうした動向のうち、とりわけブランダム思想に注目したい。ブランダムは分析哲学におけるヘーゲル再評価の動向にあって、行為者が行為理由を明示化しあうことによる責任範囲の相互画定を、概念間の推論関係を是認し合うことに伴うコミットメントを記録し合っていくゲームとしてモデル化している。その思想は、言語行為によって何事かが意味される側面を扱う意味論と、それに

よって言語行為者が何事かを行う側面を扱う語用論を統合的に捉え体系化している点で、最も体系的なモデルを提起している。こうした体系的なブランダム思想に示される人間形成論的な諸側面を検討することで、その教育学的な意義と課題を明らかにしたい。

先行研究としてデリー (Jan Derry) は、ヴィゴツキーをその思想的な源泉であるヘーゲルやスピノザから再解釈する際に、ブランダム思想のヘーゲル解釈に依拠している。デリーによれば、ワーチをはじめとするヴィゴツキー解釈者たちは生活概念に対して科学概念に優位を置く点に、ヴィゴツキーの「抽象的」(abstract)「脱文脈的」(decontextualized)な表象観を見出し、それを批判する²。だが、そうした動向は生活概念を科学概念によって明示化し、修正することで自己が成長していく過程に光を当てようとしたヴィゴツキーの志向を見失っているとデリーは指摘する (Derry 2013: 39)。結果、状況論的な認識論に立つ (社会) 構成主義は、子どもが生活概念を明示化できるように支援をするという教師の役割を矮小化し、子どもの意味生成の側面に過度に重点を置くことになったのだという。それは「自由」を「選択する自由」として解釈し、教授行為から独立した子どもの「学習」を経験的に明らかにする学問分野のみが正統とみなされる土壌をつくりだしている (Derry 2013: 41; 50; 64; 144)³。この文脈の中でブランダム思想は、概念間の推論関係を明示化していく過程と明示化による自己拘束を自由と捉える自由観を示している点で、ヘーゲルとヴィゴツキーを繋ぐ結節点と見做されている⁴。だが、デリーの眼目はあくまでヴィゴツキー解釈にあるため、ブランダム思想において条件文を用いた行為理由の明示化が自己形成に果たしている役割を検討しているわけではない。

同様の観点から、バックハースト (David Bakhurst) もマクダウエルやブランダム思想を援用することで、(社会) 構成主義および選択としての自由観を批判するとともに、心を社会的な実践への参入による達成として描くことで価値中立的な自律性という教育目的からの転換を図っている⁵。その中でブランダムは、マクダウエルが個人の成長 (「陶冶」) だけを理論的な射程に入れているのに対して、他者との相互的なコミットメント帰属を射程に入れている点で評価される。しかし、表象主義に対して推論主義に優位を置くブランダムについてバックハーストは、それが論点先取だと批判し、一人称言明の特性から表象のもつ意義を指摘している。だが、ブランダムは語用論によって意味論を補完するという意図のもと、(相対主義やそれに対してローティが打ち出した自文化中心主義とは異なり) 表象主義との整合性を保とうとしている⁶。私の見立てでは、バックハーストの批判はブランダム思想の枠組からも説明可能

であり、論点先取というだけでブランダムを批判するのは早計である。バックハーストは論点先取だと批判することでブランダムの詳細な検討を保留しているが、本稿ではその詳細な検討を加えることで、ブランダムの可能性を導き出したい。

以下では、まずブランダムの基本的な枠組みを彼のカント解釈から紹介する。そこでは概念を適用することで自身がコミットすることになる推論関係から概念内容を説明する推論主義の先駆けとして、カントの「判断」の意義が指摘される一方で、そこでの規範的側面を暗示的に捉えるべきだという観点のもとカントが批判される。次に、ブランダムの説明枠組の核となっているスコア・キーピングというモデルの特徴がカントからヘーゲルへの移行として語られる。そこでは自己が概念を適用することでコミットメントを引き受けるとともに、それが他者によって権利づけられるという相互承認過程が、「人格内・内容間」という側面と「人格間・内容内」という側面から説明される。最後に、そうした相互承認的な言語実践において帰属し合っている暗示的な規範を明示化することの教育学的意義を明らかにする。そこでは条件文の語用論的な側面を、暗示的な規範を反省的に捉え、修正していく過程のうちに位置づけるブランダムの明示化プロジェクトに、人間形成を捉える視座が見出される。

1. 基本的な枠組み

ブランダムは現代アメリカを代表する哲学者のひとりである。名著『明示化 (*Making It Explicit*)』がローティとセラーズに捧げられているように、ブランダムはプリンストン大学院時代にローティに従事し、思想的に大きな影響を受けている。ブランダムの思想は、ローティの表象主義批判をふまえたつも、語用論の観点から意味論を捉え直すという戦略のもとに、表象することの役割を位置づけようとしていると要約可能である。また、セラーズの哲学（ローティがクワインおよびウィトゲンシュタインと並列させて分析哲学の限界性を露わにしたとする主要人物）に精通し、「所与の神話」批判や「理由を与え合い合うゲーム」という着想を得ている。ピッツバーグ大学の同僚であるマクダウエルとともに、カントやヘーゲル哲学を受容しながら、「ポスト分析哲学」を志向する彼らの思想は、「ピッツバーグ学派」と呼ばれるひとつの潮流として理解されている (Maher 2012)。

そもそも「分析哲学」は様々な命題を基礎的な何事かによって分析することを特徴としている。その基礎的な何事かとして論理実証主義は、感覚与件や観察命題等を想定した⁷。これは、主体の知覚

に立ち現われる感覚与件や経験命題の基礎となる観察命題こそが、対象世界との一致を確かなものにするという表象モデルに基づいている。ローティの批判は、信念が世界を表象することをこうした基礎的な何事かによって基礎づけようとする表象主義に向けられている。

『心と世界』の中で、ブランダムと一緒にローティの『哲学と自然の鏡』を読んだことが大きかったと述懐しているように、マクダウエルもまた、内面への現れを主体にとって所与のものとして捉え、それと世界との一致によって認識を説明する表象主義モデルを批判する。このモデルは「錯覚論法」による懐疑を導く。つまり、実際に目の前に対象がある場合と、錯覚や幻覚のうちにある場合との両方に共通する「現れ (appearance)」があって、そのうちいづれかが対象との一致によって真理であるとするならば、主体の内側からは本当に世界を認識できているのかという懐疑が生じる。マクダウエルは「最大公約数的見解」と呼ばれるこのモデルを、セラーズに従って「所与の神話」に陥っているとし、「選言主義」という立場を取る。すなわち、認識は実際に対象を表象している場合か、あるいはそうでない場合かのどちらかであって、そのどちらにも共通する内面の「現れ」を想定し、認識を確かなものにする感覚予件等を要請する必要はないというのである。マクダウエルが試みているのは、表象主義モデルに基づいた外的世界に関する懐疑主義の治療である。マクダウエルに従えば、世界はつねにすでに概念化されており、主体が社会的な言語実践に参入する中で世界は「第二の自然」として「理由の空間」のもとに置かれることになる。世界の信念は全体的な概念ネットワークとの関係の中で正当化・吟味されるのであって、その正当化を所与としての感覚予件等によって説明する必要はない。しかし、マクダウエルは、世界はつねにすでに概念化されていると捉えることによって、デイヴィッドソンやローティのように信念間の正当化関係にすべてを還元する必要はなく、経験の裁きに開かれていると考える。この意味でマクダウエルはある意味で表象主義を保持していると言える。これはバックハーストがマクダウエルの思想を採用する理由でもある。

ブランダムも同じく、ローティの表象主義批判に従いつつも、表象することが言語実践で有している役割を説明しようとする。だが、その説明はあくまでも語用論的な立場から意味論を補完するというプロジェクトに基づいており、マクダウエルとは一線を画している。こうした文脈理解のもと、ブランダムの思想を読み解きたい。

1.1 カント解釈: コミットメントを統合する場としての主体

ブランダムが自身の思想を組み立てるときに、重要な手がかりとしているのは「判断」を概念使用の最小単位として規定しているという彼のカント解釈である。彼によれば、カント以前には、概念は「意識の分類理論 (classificatory theory of consciousness)」（RP: 29）に基づいて理解されていた。何事かを自覚するとは、何事かを何事かとして扱うということであり、個物を一般的なものへと分類することである。判断はひとつの概念を他の概念の属性だと述語づけることである。ここでは、「何事かを分類する概念→判断→推論」という「ボトムアップ型の説明図式」（RP: 42）が働いている。

だが、カントはこうした説明図式を逆転させ、推論における判断の機能から概念内容を規定する説明図式へと転換させたのだという。その理由として、たとえば条件文における前件では述語づけという言語の機能が発揮されない点をブランダムは挙げている（RP: 30-1）。この点はフレーゲ＝ゲーチ問題として後述するが、ブランダムの見立てではカントが判断のカテゴリーとして蓋然性判断や必然性判断を挙げたのは、述語づけだけでは概念使用を説明できないと彼が考えたからであった。

こうした背景のもと、判断は「責任の最小単位」（RP: 34）と言われることになる。ここでいう責任とは、判断する内容について自身がとる態度（コミットメント）に対する責任である。概念を述語づけたと理解する場合、その責任は表象された対象を概念が意味していることによって了解される。だが、それは不十分であった。そこで判断にこそ責任の基礎が与えられる。判断は他の概念との推論的な関係のもとで可能となる。この場合、概念内容は概念が指し示す対象との一致によって説明されるのではなく、理由を与え合い合うゲームの中で機能することによって説明される。つまり、判断可能なものとして概念を使用するためには、その概念がもつ推論的な規則を理解していなければならない。概念を適用できるということは、単に外的な世界に対して因果的に応答すること（規則性）ではなく、当の判断がある判断の理由になったり、ある判断と矛盾したりする規則を理解しているということである。それゆえ、カントの判断への転換の意義は「心的なものの規範的な特徴づけ」（RP: 33）を示し、規範的・義務論的な用語で概念使用を捉えた点にあるとされる。

デカルトは志向性の記述的な (descriptive) 着想を据えたのに対して、カントは規範的な・指令的な (prescriptive) 着想を据えたのである。一重要なのは、ある種の有する属性 (properties) の主体となることではなくて、ある種の有する適切性 (proprieties) の主体となることである。当の着想にとっての鍵は、概念を適用するときに操作される独特な心的実体

(substance) を探求することで発見されるのではなく、概念を適用する主体となる独特な権威 (authority) を探求することによって発見される。一権威とは、概念的に分節化された行為の依拠する先が、行為に関わる概念に照らしたときの「正しい／正しくない」の評価のうちにあるという意味である。（MIE: 9）

また、デカルトは心的なものとの物的なものの存在論的な差異を認識論的な差異によって理解した。確実性の認知に対するアクセス可能性によって理解したのである。一方、カントは確実性から必然性へと関心の中心を移行したのだという。ここで、「必然性」が因果的な必然性ではない意味で捉えられていることに注意を払う必要がある。ブランダムによれば、カントの「必然性」を真理論の様相論 (alethic modality) で捉えるべきではない。「基本的なカテゴリーは、必然性や可能性がこんちに使われているような意味での真理論の様相論のそれではなく、コミットメントや権利付け (entitlement) の義務論の様相論 (deontic modality) のそれである。」（MIE: 10）⁸

さて、このように捉えたとき、人がある概念を適用して一定の主張 (assertion) をなすときに責任を負うことになるのは、それによってコミットすることになる推論的な関係である。たとえば、「スイートピーは赤い」という主張は「スイートピーは色をもつ」を帰結する関係にあるし、「スイートピーは黒い」と両立不可能な関係にある。主張するときに、人はそうした推論関係によって結びついている諸判断へとコミットしているというのである。ブランダムの特徴は、こうしたコミットメントを行為者の視点から捉える点にある。つまり、ある概念を適用することは何事かをなすという「タスク」をこなす責任を負うことだということである。

ではどのようなタスクなのか。ブランダムのカント解釈によれば、それは「判断を統覚の統一体へと統合するという責任」であり、人は「新たな是認を、それまでの是認を構成する全体へと統合しなればならない」（RP: 35-6）。つまり、人は判断を重ねる中で、互いに両立不可能なコミットメントを批判したり、すでにコミットした判断から別の判断を導き出したり、自分がすでに是認していた判断を正当化したりするが、そうした活動が統一されたものになるように努める責任を負うのである⁹。それゆえ、カントの統覚作用は実体としての自己によって説明されるのではなく、そうした活動によって生み出された「諸コミットメントの動き、生きた布置関係」（RP: 41）として理解される。

以上のように、ブランダムは概念の適用を考える最小単位を判断と捉えることによって、概念使用を対象の表象から説明するのでは

なく、推論的なネットワークの中でなすことになるコミットメントを引き受けていくことだと捉える。それは規範的に要請される責任を引き受けていくことであるが、行為者としての自己は新たなコミットメントをなす中でそれまでのコミットメントの関係と統合することによって、その責任範囲（コミットメントの布置関係）を確定していく活動として理解される。

1. 2 カント批判: 明示的なものから暗示的なものへ

ブランダムのカント解釈によれば、ある概念を適用するということは、その判断が他のどのような判断の理由となり、他のどのような判断から理由を得るのかといった推論規則を理解することであった。ブランダムにとって、こうした規則理解はわれわれ智慧的なるもの (sapience) が、単に規則的に行動する (規則に因果的に従って行為する) のではなく、規則についてのある種の理解に従って行為するという点を際立たせる点で重要である。「われわれを規範的な生物として特徴づけているものは、われわれが規範に従事する仕方である。…理性的な存在者として、われわれは規則に関する着想 (conception) に従って行為するのである。」(MIE: 30) (この規則の「着想」に従うという特徴を記しづける点に、因果的な必然性と規範的な必然性のカント的な区分の意義がある。)

ブランダムにとって重要なのは、こうした規則に関する着想に従って規範に従事するという見立てが、新たな「自由」や「自律性」の考えをもたらした点にある。

カントの規範的転回の不可欠な要素は、彼のラディカルなまでの自由に関する着想である。カントの理論は、消極的な (negative) 自由よりも積極的な (positive) 自由という着想へ乗り出す点でふつうではない。ある種の制約から逃れる (from) よりも、何かをすることへ向かう (to) 自由という着想なのである。(RP: 58)

たとえば、法的な成人に達するとき、人は法的に自分を拘束することになるが、それによって様々なことが可能になる (ブランダムはカントの『啓蒙とは何か』を引く)。つまり、ある制約を受けることによって消極的自由を手放すが、同時に自分が担う規範的な地位を引き受けることで積極的な自由を拡大させるというのである。

こうした自由の考え方、あるいは自身が規範を引き受けることによって自律的になるという枠組は何も新しいものではない。ブランダムの新しさは、それを言語実践の側面から捉えている点にある。言語使用の規範的な側面を獲得することと自由になる・自律的にな

ることとの内的な連関に着目する点に可能性があるのである¹⁰。

だが、ブランダムはカントの捉える「規則」が明示的な規則である点に限界性を見出す。われわれは常に規則を持ちだして判断の是非を評価するわけではないし、たとえ他者に問われて自分の判断や行為を正当化するとしても、前もって成文化されていた規則を無意識に適用しているわけではない。「規則のかたちで明示的な規範は、実践において暗示的な規範を前提している。」(MIE: 20) ブランダムにとって、概念の適切な適用が可能だということは、その概念に関わる諸判断の推論的なネットワークにおける諸規則に従うということであった。だが、その規則はあくまで実践においては暗示的なものであり、そうした暗示的な規則を含む実践こそが基盤にあるというのがここでのポイントである。

この点をブランダムはウィトゲンシュタインの規則遵守論から導いている。ウィトゲンシュタインの規則遵守論は、よく知られているように、行為を規則によって説明しようとする、どのような規則解釈も行為に一致させることができるというパラドクスを指摘する。そこで規則解釈の仕方を示す規則を別に立てても、同じように様々な規則解釈が当の規則解釈と一致しうる。こうして無限後退に陥る。それゆえ、「こうした無限後退の論証は、規則としての規範というプラトン主義的な着想が自律的なものではなく、それゆえ規範の基礎的なかたちを記述していないということを示している。」(MIE: 21) そこでブランダムが提唱するのは、規範のプラグマティックな理解である。それは「規則や原理における明示的な形態に先んじ、その形態に前提されている実践において暗示的となっているパフォーマンスの原初的な正しさ」(MIE: 21) を認めるという対案である¹¹。ブランダムはこうした実践に暗示的な規範をライルのいう **knowing how** と捉え、明示的な規範としての **knowing that** に対して優先性を与えている。

この点は、ブランダムのプラグマティズム評価と重なっている¹²。プラグマティズムは、**knowing that** を **known how** によって説明しようとした。ブランダムにとってその功績はカントと同様、表象主義の説明図式を批判することにあった。プラグマティズムは対象の表象というモデルを用いずに、真理概念を環境との相互作用の結果として位置づけることができるからである。

しかし、ブランダムは古典的なプラグマティズムが自然主義的な人間観に基づいていることを批判する¹³。プラグマティズムは、ある一定の刺激に対して信頼あるかたちで応答できるということによって、暗示的な実践を基礎づけようとする。だが、そうした立場は、オウムやサーモスタッドといった可感的なるもの (sentience)

と智慧的なるもの (sapience) との区別ができない。智慧的なるものである人間を特徴づけているのは、理由を問いやえ合うゲームに参加することで、ある概念を用いること (一定の刺激に対して異なった仕方で応答すること) がどのような帰結をもたらすのか、どのような行為に対する理由となるのかを理解する能力であるとブランダムはいう¹⁴。つまり、われわれは推論的役割をそう意識することはなくとも理解しているのである¹⁵。

以上、ブランダムは推論的なネットワークのもとで概念適用を理解するカントの規範的な転回を評価しつつも、その規則が明示的に捉えられている点をウィトゲンシュタインの規則遵守論から批判した。他方で、実践に暗示的な規範を捉えるプラグマティズムを評価しつつも、自然主義的な人間理解に対しては異を唱えていた。では、ブランダムはどのようなものなのか。端的に言ってそれは、暗示的な言語実践を明示化することによって解明する (elucidate) という明示化プロジェクトである¹⁶。この試みはカントの洞察をヘーゲルの承認概念によって社会的・歴史的な方向へと展開するとともに、この展開において条件文に代表される論理的な法則が語用論的にどのような意義をもっているのかを探ることとされる。以下ではこれらについて検討していこう。

2. スコア・キーピングとしての言語実践: コミットメントと権利づけ

ブランダムは、ウィトゲンシュタインの規則のパラドクスを共同体との解釈の一致によって解決しようとする試みに反対している。つまり、規範が暗示的となっている実践について、社会的な規則性に還元して説明する立場があるが、ブランダムはそうしたウィトゲンシュタイン解釈に与しない。「共同体の応答的な傾向性が一致しない限り、実践の適切性は存在しないというウィトゲンシュタインの主張は、前提条件に関わっているのであって、還元に関わっているわけではない。」(MIE: 46)¹⁷ ここでブランダムが問題にしているのは、共同体を実体化することによって、個人の概念使用が共同体の規則性 (regularity) によって説明されることにある。だが、そうすると共同体に特権が与えられ、規範が生成されたり、変容したりする過程が見えにくくなる。ブランダムはこうした共同体主義的な解釈を「私-われわれ (I-We)」モデルに立っているとして、「私-汝 (I-Thou)」モデルで捉えるべきだと主張する。つまり、個々人の様々なパースペクティブがあることに配慮した説明枠組を打ち建てるべきだということである。

そこでブランダムが持ち出すのが「スコア・キーピング」というモデルである。このモデルは言語実践を、行為者同士が互いの言明

や行為によるコミットメントを記録し、評価し合うやり取りの集積体として記述するためのものである。野球のスコア記録が回を重ねるごとに点数を記録していくように、Aがある言明をなすことでコミットすることをBが認める一方で、Bがある行為をなすことでコミットすることにAは留保を加えるといった具合に進んでいく。

「理由を与え問いやえ合うゲーム」を言語実践の核として据えるブランダムは、こうしたスコアをつけ合っていく過程として言語実践を描くのである¹⁸。

ここで区別しておく必要があるのは、「規範的地位 (normative state)」と「規範的態度 (normative attitude)」である。規範的地位にあたるのは、コミットメント (commitment) と権利づけ (entitlement) である。規範的態度にあたるのは、引き受けることや是認すること、留保すること、受諾することである。コミットメントはある概念を適用することで、理由づけや適切な推論的帰結を導き出す責任を負うことである。権利づけはそのコミットメントが是認されることでその人が別の判断を導いたり、ある行為をしたりする権限を持つということである。こうした規範的に求められる責任やそれに付随する権限といった規範的な地位は、Aがコミットメントを引き受けたり、他者であるBがそれを是認したり、Bの疑義に対してAが留保を加えたりしていく中で、暫時的に規定されていく。

こうしたスコア・キーピングというモデルは、ブランダムにとって、カントの統覚に関する洞察をヘーゲルの相互承認という枠組へと拡張し、言語実践の社会的な側面を説明するものである。ブランダムによれば、カントの統覚に関する洞察は、様々なコミットメントを統一的に総合していく過程それ自体が自己だというものであった。だが、コミットメントを総合することは個人だけによって行われるわけではない。そうでない場合、個人が正しいと思っていることと実際に正しいこととの区別がなくなってしまうからである。それゆえ、相互承認を射程に入れたモデルが必要になる。

この相互承認モデルを取り入れることで、人格内的 (intra-personal) な側面と人格間的 (inter-personal) な側面、内容内的 (intra-content) な側面と内容間的 (inter-content) な側面の区別が可能になる。人格内的な側面とは、過去になした自分のコミットメントとの整合性を問われることを意味している。これはカントの統覚に見いだされたタスクとしての責任に関わる。人格間的な側面とは、異なる人格のあいだで当人のコミットメントが認められることを意味している。他方、内容内的な側面とは、ある言明内容が他者に伝わることで同じ内容について語っていることが成り立つことを意味している。内容間的な側面とは、ある言明内容

が他の言明内容との推論的な関係によって正当化されたり、さらなる帰結を導き出したりすることを意味している。ブランダムはこれらを用いて、言語実践の構制を体系的に描き出すことができると考えている。

権利づけを示すという責任を満たすためのコミュニケーション上の構制は、命題的なコミットメントに対する権利づけの、人格間的・内容内的一貫性に訴えかけることになる。対照的に、正当化の構制は、命題的なコミットメントに対する権利づけの、人格内的・内容間的一貫性に訴えかけることになる。(MIE: 175)

人格に基づいた権威（他者の言い分に委ねることで呼び出される）と内容に基づいた権威（擁護されるべき言い分が適切なかたちで推論されることになる他の文の主張を通して、当の言い分を正当化することで呼び出される）との、このコンビネーションは、行いとしての主張することによって特徴的である。(MIE: 175)

以上のように、互いのコミットメントとその権利づけを記録し合うスコア・キーピングというモデルによって、新たなコミットメントを自分の過去のコミットメントと統合するという責任を負う（人格内・内容間、カントの統覚する自己）という側面だけでなく、他者に承認される（人格間・内容内的、ヘーゲルの相互承認）という社会的な側面も射程に入れることができるのである。しかも、このスコア・キーピングは実践における暗示的な次元でつねにすでに行われていることだという。ここには日常言語から離れた論理的な諸法則によって世界や人間を理解することや表象主義モデル、所与の神話を批判するウイトゲンシュタインやローティ、セラーズなどの成果を引き継ぎつつ、われわれが徹頭徹尾「理由の空間」に住まっていることを明らかにすることで自然主義に対抗しようとするブランダムの基本立場が見て取れる。

3. 条件文を用いた明示化の教育学的意義

3.1 条件文の語用論的分析

だが、スコア・キーピングとしての言語実践に馴染んでいく中で、人は単に暗示的な規範に従ったり、その規範を帰属し合ったりするだけではない。ブランダムは *knowing how* として受け入れられている暗示的な実質的推論 (*material inferences*) を明示化することの人間形成上の意義を明らかにしている。人は他者に理由を問われたり、説明したりするとき、自分が意識していなかったコミットメントを是認したり、留保したり、あるいは修正したりすることがで

きる。こうした暗示的なものを明示化する過程を、条件文の語用論的な側面から明らかにするのがブランダムプロジェクトの核心である。

まず確認しておかなければならないのは、明示的な規則によって人間の言語実践を説明する試みは、非論理的であるけれども推論的に働いている言語実践の実質的推論を見落としてしまうとブランダムが考えていることである。実質的推論とは、概念内容から導かれる推論関係である。たとえば、「A は B の母親である」から「B は A の子どもである」が導かれ、また「A は犬である」と「B はキツネである」は両立不可能なものとなる。これに対して、演繹推論に代表されるように、論理学は諸法則によって人間の言語使用を解明しようとしてきた。

ここでギルバート・ハーマンの演繹推論批判に関するブランダムの理解が重要である。演繹推論は【「p」と「もし p ならば q」から「q」を推論する】という規則に基づく。だが、人は「p」や条件文に関するよりも、「q」に反する証拠を多く持っているかもしれない。その場合は、どちらかを諦めるべきであろう。「演繹推論が実際のところわれわれに教えてくれているのは、【「p」かつ「もし p ならば q」であるならば「q でない】のすべてを信じるべきではないということである。だが、それは推論的に何をなすべきかを教えてくれるわけではない。」(TMD: 192) つまり、演繹推論などの論理的な諸法則は何らかの推論を導き出す過程を制約はするが、どのような推論を導き出すかは概念内容の実質的な推論関係に規定されており、その実質的推論関係はわれわれが暗示的にやっているスコア・キーピングの中でじゅうぶんに考慮されているというのがブランダムの主張である (cf. RP: 9)。

とはいえ、実質的推論は暗示的なままに留まっている限り、矛盾する内容を含みながら展開される場合もある。そのとき、人は互いに両立不可能なコミットメントを引き受けて判断を積み重ねていくことになる。しかし、コミットメント間のコンフリクトが生じたとき、われわれはどのような判断が正しいのかを吟味することになる¹⁹。論理的な諸法則が重要な役割を果たすのは、このような場合であるとブランダムはいう。

そしてこの場合、典型的には条件文が用いられる。実践に参入するなかで人は暗示的に連綿としたコミットメントを行っている。「しかしながら、文と文をつなぐ条件文の発話を導入することで、ある主張が別の主張の帰結であるということを明示的に言い表す (*saying*) という表出力 (*expressive power*) が発揮される。条件文の表出上の役割は、暗示的な推論のコミットメントを、宣言文の

かたちで明示化することにある。」(MIE: xix) つまり、条件文という論理形式を用いて自らのコミットメントを表出することによって、暗示的に行われていた推論的コミットメントは理由を与え問いや場において力を得ることができるというのである。

だが、ここで注意を払う必要があるのは、条件文を用いた言語実践が価値言明に関する表出主義においてフレーゲ＝ゲーチ問題をもたらすと考えられてきたことである²⁰。価値言明に関する表出主義は、たとえば「嘘をつくのは悪い」という言明が事実を記述することではなく、発話者の否定的な態度を表出することだと捉える立場である。だが、そうすると「嘘をつくのは悪い。もし嘘をつくのが悪いのであれば、弟に嘘をつかせるのも悪い。弟に嘘をつかせるのは悪い」という演繹推論がうまくいかなくなる。なぜなら、条件文の前件(「もし嘘をつくのが悪いのであれば」)では態度を表明していないと思われるからである。この問題について、価値言明に関する表出主義の立場は様々な解決策を提示してきたが、明確な解答は得られていない(久米(2012)、Schroeder(2010)を参照)。

このフレーゲ＝ゲーチ問題はブランドムにとって重要である。なぜなら、ブランドムは、ある人が概念を適用することによって意味していること(コミットメント)をそれに対する態度(引き受けや是認など)と結びつけて論じているからである。そこでブランドムはこの問題を意味論的側面と語用論的側面を区別して論じることで、条件文を用いた言明をする人がその前件に対する態度をいったん保留し、あらためて自身のコミットメントを吟味していく過程を描き出している。

われわれは記述する(あるいは分類する)という行為と記述内容(分類、概念)―事物がいかにかに記述される(分類される、解される)か―との区別に気づくべきである。…概念的に洗練化していくことに特徴的な次元というのは、自分の用いている概念の内容とその概念を適用するという自分の活動とを区別する概念使用者によって達成される。(RP: 207)

このことは、意味論的な内容(semantic content)と語用論的な力(pragmatic force)の区別に目を向けるということである。人はたとえば、ドアが閉まっているということを記述するだけでなく、ドアが閉まっているか否かに疑問を持ったり、ドアを閉めるよう命令したりできる。また、たとえばジョンが「信号は赤だ」という観察報告をしたとき、聞き手はその報告からそこで止まるべきだと推論できるだけではない。ジョンは色を識別できるとか、信号が赤だと信じているといったことも推論できる。後者は、ジョンが「信号は赤だ」と記述する活動を行ったという語用論的な側面からの推論

である(RP: 212-3)。

この意味論的な内容と語用論的な力の区分は、条件文が明示化においてどのような役割を果たすのかについての解明に寄与している。ブランドムの解明によれば、われわれは条件文を用いるとき、前件について語用論的な力を剥ぎ取り、それ自体で成り立っているものとしている。つまり、「もし信用できることがよいことであるならば、私は信用されるように努力するだろう」という発話において、「よい」は記述的な内容を持っているのであって、価値表明ではないのである。

とすれば、条件文を用いることは単に記述的な概念を適用できるだけでなく、その概念が扱う内容を視野に入れて反省することができるということである。条件文を用いることで、われわれは何が何に対する理由になっているのかを言うことができるし、ある推論がよい推論であるということを行うことができる。さらに、単にある分類が適切であることを否定する(deny)態度を示すだけでなく、二つ以上の分類を比べるために否定(negation)の操作を行って、どちらか一方に留保を加えることもできる。そうすることで人は、自己意識を有することができるようになるのだとブランドムはいう(AR: 214)。というのも、そうした操作を行うことによって、人はある概念を用いることにおいて、それを是認することなく使うことができるからであり、いまここを離れて思考できるからである。

3. 2 明示化によるコミットメントの修正

条件文に代表される論理形式を利用することで、人はそれまで暗黙の裡に是認していたコミットメントに留保を加え、あらためて吟味することができるようになる。こうした着想はブランドムの明示化プロジェクトにとって極めて重要であり、様々な箇所でも触れられている。

たとえば、「Boche」という語がドイツ人への侮蔑的な表現であることを例に挙げると、「ドイツの国民性から残酷さを導く推論がよいものだと信じないのであれば、人は『Boche』という概念を避けなければならない。」(MIE: 126) こうした概念適用について、批判的な思考者は自分が用いた概念がどのような推論を導くのかに注意を払う。そのとき、重要な役割を果たすのが条件文である。

条件文のような形式論理上の語彙がその解明という役割を果たすことになるのは、この過程においてである。その語彙によって、実質的な概念の内容のうちに暗黙のまま・吟味されないまま留まっていたかもしれない推論上のコミットメントが定式化され、明示的な言い分となるのが可能となる。論理的な言

い回しは、関連する根拠や帰結を可視化し、それらの推論的な関係を主張することを可能にする。内容のうちで暗示的となっていた推論的コミットメントを明示的な言い分として定式化することで、そのコミットメントはあらゆる主張と同様にオープンとなり、異議申し立てや正当化要請を免れないものとなる。このような仕方において、明示的な表現は解明という役割を果たすことになり、自分たちの推論的なコミットメントやそれゆえに概念内容を仕立て・改善する機能をもつことになる。(MIE: 126-7)

こうした条件文の機能をブランダムは、セラーズが「ソクラティック・メソッド」と呼んだもののうちに数えあげている (MIE: 175)。

実質的推論上のコミットメントを明示化するという表出タスクは、自分たちのコミットメントを調和させるという、反省的な仕方では合理的なソクラテスの実践において本質的な役割を果たす。コミットメントが明示化されるということは、そのコミットメントが理由を与え問いつ合うゲームへと投げ入れられることによって、他のコミットメントや権利づけによってその正当化が正当にも問いに付されるようになるからである。(MIE: 130)

そしてブランダムに特徴的なのは、こうした条件文の明示化するという語用的な側面を「表出的進歩 (expressive progress)」として捉え、ヘーゲル『精神現象学』の「意識」章から「自己意識」章への移行と重ね合わせながら、人間形成の過程を描き出す点にある。

ブランダムは論文「ホーリズムとヘーゲルの『精神現象学』における観念論」(TMD: chap.6)において、二つの差異 (difference) を区別している。ひとつは異なっているけれども、両立しうる (たとえば「四角形」と「赤い」) 差異であり、単なる差異である。もうひとつは、実質的な両立不可能性 (material incompatibility) である (たとえば「四角形」と「三角形」)。これを「排他的 (exclusive)」な差異とブランダムは呼んでいる。このうちヘーゲルにとって本質的なのは、後者、すなわち「無矛盾性の原理において成文化される排他性」(TMD: 179) であり、概念間の両立不可能性なのだという (「包摂は排除に根差す」というように、ブランダムにとってある概念を理解することは、その概念が何を排除することで成り立っているのかを理解することに基礎をもつ)。

ブランダムの着眼点は、実質的な両立不可能性 (=ヘーゲルに即す場合は「規定的な否定性 (determinate negation)」と言い換えられる) を分節化 (articulate) することによって、つまり何と何が推論的に両立不可能なのかをはっきりさせていくことによって、

人はそれまでのコミットメントを留保したり、それに修正を加えたりするのであり、そうすることはすなわちコミットメントの布置関係としての統覚的な自己を組み替えていくことに繋がる、というものである²¹。

ここで重要なのが、客観的な両立不可能性と主観的な両立不可能性の区別である。「客観的に両立不可能な諸特性は同じ対象を特徴づけることができない (cannot) が、他方で主観的に両立不可能なコミットメントは単に同じ主体を特徴づけるべきではない (ought not) というだけである。」(TMD: 193) コミットメントを積み重ねる中で、人は両立不可能なコミットメントをもつことはできる。だが、その両立不可能なコミットメントは客観的な両立不可能性を見出すことで誤り (error) であることが判明するかもしれない。その場合、人はどちらか一方を修正したり、棄却したりすることになる。

間違いを認めること、自分の二つのコミットメントの両立不可能性を認めることは、何事かをなす義務を認めるということであり、その両立不可能性を取り除き、修正するよう自分のコミットメントを変える義務を認めるということである。(TMD: 193)

以上からブランダムは、客観的な世界の両立不可能性という関係を把握することが、自分自身のコミットメントを吟味して誤りを修正していく過程や実践と不可分である点を示すこと、これこそ『精神現象学』の「意識」章から「自己意識」章への移行のポイントだと主張する。そしてその過程をヘーゲルの経験概念に重ね合わせる。

人は、自分が両立不可能だということを発見した二つのコミットメントを扱っていて、その誤りを認めていく、その主観的な過程—ヘーゲルが「経験」と呼ぶもの—をどこまで理解するかに応じて、規定的な客観世界の概念を理解できるのである。(TMD: 196)²²

だが、スコア・キーピングというモデルがヘーゲルの相互承認に比されたことに鑑みれば、こうしたヘーゲル解釈は一面でしかなく、人格内・内容間の側面でしか捉えられていない、つまり他の人格との間で内容が共有される側面が扱われていないのである。他方、先ほどの論文に続いて所収されている論文「ヘーゲルにおけるプラグマティズムの主題」(TMD: chap.7) では、他者が重要な役割を果たしており、社会的側面を射程に入れたスコア・キーピングモデルが反映されている。

この論文では、自分が概念を適用することでコミットすることになる内容が、他者の是認という態度によって権利づけられなければならないことが指摘されている (TMD: 220=123)。もちろん、自己と他者とでは主張が競合しうるが、そこで行われる相互交渉過程がヘーゲルの「経験」として捉えられている。では、この経験は、「客観世界概念関係を分節化することで主観の側の両立不可能なコミットメントが修正されること」として捉えられた経験とどのように関わるのか。ブランダム「客観性」をめぐっては一致した見解を結び難いところもある(白川 2015; 高橋 2015を参照)が、おそらくブランダムは他者とスコアをつけ合うなかで、同じ推論の理由として用いられたり、両立不可能なコミットメントが修正されるなかで合意がなされたりするときに保存的に語られる内容を「客観的なもの」として考えている(詳細には注6を参照)。だとするならば、条件文を用いた明示化において、それまでのコミットメントを意識し、修正していく過程は、人格内・内容間の側面から見れば客観的世界の発見に応じて主観の側が変化することであり、人格間・内容内の側面から見れば他者との相互交渉に応じて自己構造が画定されていくことなのだとと言える。つまり、その相違は同じ現象を別の側面から見た結果なのだと考えられるのである。

3.3 歴史の遡及的・再收集的な再構成と自己形成

さらにブランダムは他者との相互交渉に時間的な局面を組み込んでいる。ただし、「経験—概念的な規範の適用と確立—は単なる時間的な (temporal) 過程ではなく、歴史的な (historical) 過程である」(TMD: 229=131)と言われる。すなわち、単に時系列に沿って直線的に流れていくのではなく、過去概念適用が将来概念適用に、そして将来概念適用が過去概念適用に及ぼす相互作用を伴った権威によって、経験が独特の相互承認構造を顕わにするというのである。

概念的な規範を確立した過去の適用がもつ権威は、将来の適用によって管理される。なぜなら、将来の適用には過去の適用の評定が含まれているからである。以前の使用者によって成立した伝統に従って、以前の適用が正しかったのかどうかを決めるのは、後の概念使用者である。それによって、将来の適用は過去の適用に対して相互的な権威を過去にも遂行する。(TMD: 230=132)

ここで言われているのは、現在の視点に立って過去における概念適用者の正しさが評価されるとともに、その評価に現在の評価者は縛られるということ、もっといえばその評価に従うというコミットメ

ントを将来の評価者によって評価される立場に立つということである。(ブランダムはこうしたホイッグ主義的な歴史像をコモンローにおける裁判官の役割に喩えて論じている)。

しかし、人間形成という側面で注目すべきなのは、そうした歴史的な次元を外側から見るのではなく、自己の内側から見ることである。ブランダムは将来展望的な (prospective) パースペクティブと遡及的な (retrospective) パースペクティブを分け、後者をヘーゲルの「再収集 (recollection: Erinnerung=想起、内化)」という概念によって規定している。この区分によって検討されているのは、過去の様々なコミットメントのうちで受け継がれるべきものを、目下の視点から「前例」として遡及的に選り出すことの意味である。このことは、「その人の目下の見方において最高地点に達しており、かつずっと暗示的であったと今の時点では遡及的に見做されうるものをだんだんと明示化していくという形式を持つ歴史を開示する」(RP: 100) ことだと言い換えられる。ただし、その過程は単に遡及的に正しかったと認定するだけではない。条件文の明示化において、前件に留保が加えられ、ときには修正されるように、再収集の過程で自分(あるいは先人)がこれまでなしてきたコミットメントの間に矛盾が発見されたならば、将来に向けて批判し、訂正していかなければならない。

事物がすでにどのようにあったのかを発見することで、伝統を再收集的に再構成する際のパースペクティブから顕著になってくる「見つけ出す (finding)」瞬間というものは、コミットメントの新たな布置関係が統合されなければならないときに顕著になってくる「作り出す (making)」瞬間と、それらコミットメントを正しいものとするように発見された、つまり新たに再收集的に制度化されることになった伝統によってバランスを保たれる。新たに受諾されたコミットメントと帰結によって駆動された新たな統合の将来展望的なパースペクティブからすれば、概念内容を規定する過程は、古いコミットメントを継続しないこと、中止すること、ラディカルに再評価すること、先行してきた進歩を解きほぐすこととして特徴づけられる。概念内容のオープンエンド性・規定可能性は、継起する再収集されたストーリーのあいだに住まっている。ここでわれわれは再収集された合理性がまっすぐなものにしなければならぬ千鳥足やジグザグした道りを見て取ることになる。(RP: 103)

ここで千鳥足やジグザグした道りとして喩えられているように、過去のコミットメントを正しかったものとして選り出すとともに、新たなコミットメントを引き受けるべくそうした伝統を再構成し

て自己を統合していくことは、後になって覆される可能性をもっている。

実質的な帰結・両立不可能性は多面的な諸前提を含むと同時に、単調ではないから、人はつねに先行して是認された当の関係を、その時点でのコミットメントの文脈では問題なかったと捉えることができるが、後の文脈での新たなコミットメントが加わることでその論拠が弱いと捉えることにもなりうる。(RP: 102)

しかしそれでも、あくまで自己の側からすれば、そのつど条件文などを用いて自身のコミットメントを明示化し、互いに両立不可能なコミットメントを特定することで、それまでのコミットメントと新たなコミットメントを統合した結果は、客観的に正しいものとして暫定的に認めていくことができる (RP: 101; cf. 徳増 2010: 90)。自己は暫定的でありながらも、過去の諸コミットメントを正しかつたとし、その一部を修正することで形成されていく連続体として理解されるのである。

おわりに

ブランダムは独自のカント解釈から、概念の適用を考える最小単位を判断と捉えることによって、概念使用を対象の表象から説明するのではなく、推論的なネットワークの中でなすことになるコミットメントを引き受けしていくことだと捉えていた。それは規範的に要請される責任を引き受けしていくことにほかならない。ここから、行為者としての自己は新たなコミットメントをなす中でそれまでのコミットメントの関係と統合することによって、その責任範囲(コミットメントの布置関係)を確定していく活動として理解されたのであった。

そのうえで、ブランダムはこのカント的な局面をヘーゲルの相互承認という社会的な側面へと拡張して、スコア・キープというモデルを提示していた。それは自己と他者が互いにコミットメントを受け入れ、是認し合う中で、それぞれの責任範囲を記録し合っていくというモデルであった。われわれは過去になした自分のコミットメントとの整合性を問われ、言明間の推論的な関係によって正当化する責任を負う(人格内的・内容間的側面)が、それは他者によってその内容が是認され、承認されなければならない(人格間・内容的側面)のである。

他者に問われることによって、あるいは複雑な状況に出会うことによって、これまでのコミットメントのあいだにコンフリクトが生

じるかもしれない。その場合、われわれは条件文を用いて、言語実践において暗示的なものになっていた概念間の推論関係を明示化することになる。ブランダムの特徴は、条件文の語用論的な側面を解明することによって、そこに人間形成論的な意義を読み取ることにあった。すなわち、条件文の前件の語用論的な力を剥ぎ取り、その内容を留保・吟味していく過程の中で、われわれは客観的な世界にある両立不可能性を発見し、主観的なコミットメントを変更していく(人格内・内容間的側面)のであり、それは同時に他者との相互交渉に応じて自己が引き受ける責任範囲を画定させていく(人格間・内容的側面)ことでもあるのである。

そして、そうしたコミットメントを修正・変容していく過程は、過去の自分(たち)がなしてきた様々なコミットメントのうちいくつかを前例として、あくまで現在の時点から遡及的に正しかつたと選び出していく(再収集)作業であった。そうすることで、われわれは暫定的に客観的な正しさを措定し、自己(コミットメントの全体的な布置関係)を更新するとともに、将来へ向けて責任を負っていくのである。

条件文を用いたコミットメントの吟味・修正として歴史化していく自己という着想は、個人の自由な選択というモデルでは語り難い。われわれは明示化作業によって露わになった推論関係(とくに両立不可能性)や遡及的に選定された過去のコミットメントを暫定的に客観的なものと捉え、それに縛られることによって、そこから様々な判断を引き出していく。これこそブランダムが消極的自由の喪失による積極的自由の拡大と捉えていることの内実である。もちろん、規範を引き受けることによって自律的になるという人間形成の枠組自体は新しいものではないかもしれない。しかし、ブランダムはヘーゲルの「経験」や「自己意識」といった伝統的な諸概念を、とりわけ条件文の語用論的な機能に結びつけながら論じており、われわれの言語実践がもつ人間形成上の役割を示そうとしている点で意義があると思われる。

たとえば、(デリーが数学教育に具体的な提言をしているように)道徳教育における話し合い活動を考えてみると、互いの理由を語りあう場面で条件文や反事実的条件文を用いた言明がどのような責任画定をもたらしているのかを究明することができるかもしれない。とりわけ、個別事例の判断をめぐって普遍化可能性が問題となることが道徳教育の特質のひとつだとすれば、そこでの明示化作業がどのようなものになっているのかをブランダムのモデルを用いて考察することにはじゅうぶんな意義があるように思われる。今後の課題としたい。

また、本稿ではブランダム思想をまとめることに終始し、彼の
カントやヘーゲル（スピノザやライプニッツ）、プラグマティズム
解釈の妥当性、ならびにハーバーマスやテイラーとの思想的な相違
を検討することができなかった。ブランダムはそうした思想家を通
じて自分のストーリーを語るというメタファーのもとで、厳密な読
みの必要性をあえて強調していないが、今後はアメリカにおけるヘ
ーゲル再評価等もふくめて、より思想史的な検討を行いたい。

最後に、ブランダムはあくまで「主張（assertion）」を言語ゲー
ムの中心に据えており、それゆえに音楽や詩といった非概念的な経
験がもたらす人間形成上の意義を捨象しているように思われる（cf.
Taylor 2010）。また、ブランダムは、暗示的なものを明示
化する過程で生じる「語りえなさ」や自己と他者の解釈のズレが
含み込む倫理的な葛藤が捉えきれないように思われる。むしろ、本
稿でも触れたように、過去の再収集的な再構成は単調ではないし、
自己と他者のコンフリクトも「サンクション」概念を用いて説明さ
れる。しかし、あくまで「主張」を中心としたスコア・キーピング
を理論的に打ち出すことが優先されているためか、じゅうぶんに検
討されているとは言い難い。今後の検討課題である。

引用・参考文献

ブランダムは以下のように略記し、ページ数を付す。ただ
し、TMD 所収の論文「ヘーゲルにおけるプラグマティズムの主題」
については、竹島尚仁による翻訳（『思想』第 948 号、2003 年、
111-146 頁）がある。その論文から引用する場合には、原著のペー
ジ数と邦訳のページ数を併記し「＝」で結んでいる。

MIE: Brandom, R., 1994, *Making It Explicit: Reasoning, Representing, and Discursive Commitment*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

TMD: Brandom, R., 2002, *Tales of the Mighty Dead: Historical Essays in the Metaphysics of Intentionality*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

RP: Brandom, R., 2009, *Reason in Philosophy: Animating Ideas*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

PP: Brandom, R., 2011, *Perspectives on Pragmatism: Classical, Recent, and Contemporary*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

荒畑靖宏、2009、『世界内存在の解釈学：ハイデガー「心の哲学」と「言語哲学」』春風社。

Bakhurst, D., 2011, *The Formation of Reason*, Oxford: Wiley-Blackwell.

Bonnett, M., & S. Cuypers, 2003, “Autonomy and Authenticity in Education,” Nigel Blake, Paul Smeyers, Richard Smith & Paul Standish (eds.), *The Blackwell Guide to the Philosophy of Education*, Oxford: Blackwell, 326-340.

Brandom, R., 2010, “Reply to Charles Taylor’s “Language Not Mysterious?””, Bernhard Weiss & Jeremy Wanderer (eds.), 2010, *Reading Brandom: On Making It Explicit*, London & New York: Routledge, 301-304.

Derry, J., 2009, “Technology-Enhanced Learning: A Question of Knowledge,” Ruth Cigman & Andrew Davis (eds.), *New Philosophies of Learning*, Oxford: Wiley-Blackwell, 142-155.

Derry, J., 2013, *Vygotsky: Philosophy and Education*: Oxford: Wiley-Blackwell.

Dreyfus, H., [2005]2014, “Overcoming the Myth of the Mental: How Philosophers Can Profit from the Phenomenology of Everyday Expertise,” *Skillful Coping: Essays on the Phenomenology of Everyday Perception and Action*, edited by Mark. A. Wrathall, Oxford: Oxford University Press, 104-124.

門脇俊介、2010、『破壊と構築：ハイデガー哲学の二つの位相』東京大学出版会。

金子洋之、2006、『ダメットにたどりつくまで：反実在論とは何か』勁草書房。

久保陽一、2008、「ヘーゲルにおける「ホーリズム」と「プラグマティズム」：ブランダム『精神現象学』解釈について』『駒澤大学総合教育研究部紀要』第 2 号、1-19 頁。

久米暁、2012、「フレーゲ・ゲーチ問題の射程」『哲学論叢』（京都大学）第 39 号、27-45 頁。

Maher, Ch., 2012, *The Pittsburgh School of Philosophy: Sellars, McDowell, Brandom*, New York: Routledge.

三谷直澄、2007、「コミットメントに基づく規範性理解の構造：R. Brandom による推論主義のプログラムをめぐって」『哲学論叢』第 34 号、37-48 頁。

McDowell, J., 1994=1996, *Mind and World*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

McDowell, J., [2002]2009, “How Not to Read *Philosophical Investigations*: Brandom’s Wittgenstein,” *The Engaged Intellect: Philosophical Essays*, Cambridge, Massachusetts:

- Harvard University Press, 96-111.
- 中野剛充、2007、『テイラーのコミュニタリズム：自己・共同体・近代』勁草書房。
- 岡本裕一朗、2012、『ネオ・プラグマティズムとは何か：ポスト分析哲学の新展開』ナカニシヤ出版。
- 大庭健、2004、「道徳言明はいかにして真あるいは偽たりうるか?：20世紀の道徳実在論・反実在論をめぐって」『思想』第961号、5-37頁。
- 大河内泰樹、2015、「真理と規範：カント的プラグマティズムからヘーゲルのプラグマティズムへ」『現代思想』第43巻第11号、208-223頁。
- 大野木博基、2011、「『精神現象学』における「自己意識」への移行について：R. ブランダムへのヘーゲル理解を手掛かりに」『哲学』(広島哲学会)第63号、17-30頁。
- Pinkard, Terry, 2012, *Hegel's Naturalism: Minds, Nature, and the Final Ends of Life*, Oxford: Oxford University Press.
- ピピン、R.、2013、星野勉監訳『ヘーゲルの実践哲学：人倫としての理性的行為者性』法政大学出版局。
- Price, H., 2011, *Naturalism without Mirrors*, Oxford: Oxford University Press.
- ローティ、R.、1993、『哲学と自然の鏡』産業図書。
- ローティ、R.、2011、富田恭彦・戸田剛文訳『文化政治としての哲学』岩波書店。
- Schroeder, M., 2010, *Noncognitivism in Ethics*, London: Routledge.
- 嶋崎隆、2008、「現代における新ヘーゲル主義の登場：言語論的転回とプラグマティズム的転回をめぐって」『一橋社会科学』第5号、1-46頁。
- 白川晋太郎、2014、「ブランダムにおける観察報告：知覚経験に訴えることなくその正しさを説明できるのか」『哲学論叢』第41巻別冊、1-12頁。
- 白川晋太郎、2015、「ブランダムにおける客観性」『アルケー』第23号、117-128頁。
- Smith, N., 2010, "Expressivism in Brandom and Taylor," Jack Reynolds, James Chase, James Williams and Edwin Mares (eds.), *Postanalytic and Metacontinental: Crossing Philosophical Divides*, London: Continuum, 145-156.
- 杉田浩崇、2013、「道徳教育における理由の明示化過程に関する一考察：J. マクダウエルと H. ドレイファスの論争を中心に」『教育学研究紀要』(中国四国教育学会：CD-ROM版)第59巻第2号、349-354頁。
- 高橋洋城、2015、「ロバート・ブランダムへの規範的プラグマティズムと「理由の空間」の分節化」『駒澤法学』第14巻第2号、257-368頁。
- Taylor, Ch., 2010, "Language Not Mysterious?" Bernhard Weiss & Jeremy Wanderer (eds.), 2010, *Reading Brandom: On Making It Explicit*, London & New York: Routledge, 32-47.
- 徳増多加志、2010、「ネオ・プラグマティズムとヘーゲル哲学：認識論的枠組みの解消と全体論の可能性」『ヘーゲル哲学研究』第16号、82-92頁。

註

¹ ブランダムへの思想は近年紹介されつつあるものの、日本語で読めるものは多くない。その中で岡本(2012)はネオ・プラグマティズムが登場した背景やブランダム、マクダウエルの思想について紹介している。また、高橋(2015)はブランダムへの思想を丁寧で紹介している。本稿はこれらに多くを負っているが、条件文を用いた明示化過程については触れられていない。

² デリーの理解によれば、抽象的・脱文脈的・普遍的な認識と文脈的・構成主義的な認識という対比はともに表象主義を前提にしている。「表象主義のパラダイムは意味の問題を扱うとき、次の二つのあいだで揺れ動くしかない。意味あるいは行為者性を人工物や道具に帰属させるか、意味を個人の構成に還元するしかないのであり、そうすることによって『普遍化する』知識の意義を見失ってしまう。」

(Derry 2013: 59) 同様に、ポストモダニズムも批判される。「ポストモダニズムは『表示されるものに対する表示するもの』を、『表示するものに対する表示するもの』と置き換えた。—だが、それは表象主義を決定的にまで打ち壊すことはできず、いまだに暗示的な形で働いている。」(Derry 2013: 60) デリーの診断では、表象主義に絡めとられているがゆえに、抽象的・脱文脈的な認識を批判しようとするワーチらの構成主義者は、個人の意味生成を過度に強調する結果になってしまったというのである。

³ デリーは教師の役割が、バラバラの事実を伝達することでも、逆に子どもの発達を支援することでもなく、関連する概念に精通するよう導いていくこと(orientation)にあるのだと主張する(Derry 2013: 144)。また、学習への過度な傾斜を背景に、ICT等の技術的な発展が効果的な学習にのみ応用されていると批判し、マクダウエルやブランダムへの思想を評価している(Derry 2009)。

⁴ 「マクダウエルとブランダムへの仕事はヴィゴツキーの仕事がこう

したヘーゲル的な考え方の枠内で考察されるべきであり、それとは別の背景のもとで読まれるとするならば深刻な誤解が導かれてしまうという主張に強調点を加えてくれる。」(Derry 2013: 140)「ロバート・ブランダムはヘーゲルの考えのもとで推論主義を強調する中で、ヴィゴツキーと同様に、知るようになる (coming to know) というに関わる人間の条件の諸側面を前面に押し出しているために、とりわけ興味深い。」(Derry 2013: 141)

5 「私の立場は Hirst や Peters、Dearden の流れを受け継ぐ人たちによって提出されてきたリベラルな教育哲学とは異なっている。後者の思想家たちの仕事において、自律性 (autonomy) は選択する能力、とりわけ抑制なしに人が形成した選好を最もよく満たす方法で生きる方法を選択する能力と等しいとする傾向にある。…私の説明において、自律性の基本的な考えというのは、考え・なす理由がどこにあるのかという観点のもとで、自分自身で何を考える・なすべきかを考える力をめぐるものである。…自由な個人の負荷のない選択としてこれを理念化してしまうことは、われわれが自分自身を自覚する状況をゆがめてしまう。」(Bakhurst 2011: 142-3)

6 ブランダムは、語用論的な視点から意味論を再構成するとき、言語の表象機能を保持するとともに、その枠内で客観性概念を位置づけようとしている。だが、その試みが成功しているか否かをめぐっては多くの批判がある。ブランダム自身は、命題的態度の言表的な (de dicto) 帰属と事象的な (de re) 帰属を分けたうえで、言表的な帰属が言明者の主観的な内容を特定するのに対して、事象的な帰属が言明された命題の客観的な内容を特定することに注目する。「客観的な正しさという要請されている観念は、帰属されたコミットメントの概念内容を事象的に特定することによって表現されるものにほかならない。」(MIE: 595) また、ブランダムは真理概念を表象関係で規定することに対して、言語実践における前方照応 (anaphora) 的關係に着目することによって、真理概念を消しようとする。たとえば、「彼」や「それ」といった代名詞を用いた言明は、それ以前に言明された固有名詞や単称名が実際の人物や事物を指示していることを支持しているという言明者の態度の表明にほかならない。こうしたプロセンテンシャルな・志向的な語の用法を語用論の側面から捉える点にブランダムの特徴がある。真理も同様に、「～は真である」は言明者がその命題内容を是認していることを示すだけであり、言語実践を離れた何事かとの一致を実現しているわけではない。これら言表的帰属／事象的帰属と前方照応的な真理観を語用論的に明らかにすることで、表象主義を批判しつつも、語の表象機能を保証しようとするのがブランダムの眼目なので

ある。こうしたプロジェクトに対しては、しかしながら、歴史的・社会的に規定された言語実践に相対的な真理観を示しているだけにすぎず、結局のところ観念論や社会構成主義の限界に帰着するのではないか、という批判が寄せられる。バックハーストはこうした論展開のもとで、マクダウエルの表象主義的な側面を評価しているわけである。ブランダムプロジェクトが孕む客観性の問題については、ハーバーマスの真理概念との比較から肯定的に描き出したものとして大河内 (2015) が、またブランダムの客観的観念論を批判的に検討しつつも、客観性問題を「表象主義を否定するタイプのプラグマティズムの本質と限界を考えるうえで教訓的」だとするものに白川 (2015) がある。本稿では、ブランダムへのヘーゲル解釈に由来する客観的観念論の評価を自己形成の文脈で評価することで、客観性をめぐる問題圏をポジティブな方向へと位置づけたい。7 たとえば次のブランダムの言葉を参照。「20 世紀分析哲学の古典的なプロジェクトを、ターゲットとなる語彙によって表現される意味は、基礎的な語彙によってすでに表現されている意味を論理的に詳述することとして開示されうるあり方を詳述することであると考える。」(PP: 85) 「20 世紀に特有な経験主義の形式は、この分析プロジェクトの中核的なプログラムのひとつとして理解できる。」

(PP: 86) ここでいう基礎的な語彙としてブランダムが例に挙げるのが、現象主義者にとっての「現れ」である。現れはたとえ錯覚であったとしても、主体にとって確実に知ることのできる対象である。だが、こうした現れを基礎に据えても、自立的な意味理論は形成できないというのがブランダム (そしてマクダウエル) のセラーズ解釈である。ブランダムはセラーズの「に見える (looks, seems)」の語りは「である」の語りを前提にするという主張を評価する。「というのも、事物がどのように単に見えるだけなのかを言っていると解されるために人がなさねばならないことは、それが緑であると主張しつつも、その一方で当の主張の是認を差し控えることによって、何事かに信頼あるかたちで応答する傾向性を証明している (evince) からである。…もしこれが『に見える』の主張をするときに人が行っていることとするならば、人は同じ仕方において『である』の主張について間違ふことはできない。なぜなら、その人は原理的なコミットメントを引き受けるよりも、差し控えているのだから。そしてそこから導かれるのは、現象主義者の『に見える』の語り—事物が単にどのように立ち現われるのか (appear) を表現する—は、事物が実際にどのようにあるのかに対するさらなるコミットメントを欠くならば、自律的な論弁的实践ではないということである。」(PP: 89)

8 カントにとって必然性を検討することは、実践的推論および理論的推論の両方についてのヒュームの見解を克服することにあつた (RP: 54-5)。それは規則に従うこと (自然現象の法則性/実践における「である」から「べき」への移行) に関わっている。「何が起こっている (happen) のかを言うこと (規則性 (regularity) を記述すること) と、何が因果的に必然なのかを言うこと (規則 (rule) を指令すること) のあいだにある差異についてのヒュームのポイント、しかじかである (is) と言うことと、しかじかであるべきだ (ought) と言うこととのあいだにある差異にカントが同化しているのは、こうした着想があるからなのだ。」(MIE: 11) この規範的な必然性は、ブランダム思想にとって極めて重要であり、カントの積極的自由に対する評価やウィトゲンシュタイン解釈に大きく関わっている (たとえば、ブランダムはウィトゲンシュタインの戦略はある特殊な因果的な「力」をモデルにして、規範的な「力」を考えることの不適切さを探ることにあると捉えている。この点を見誤ると共同体主義のように、共同体で共有された規則に訴えかけて因果的に個人の行為を説明したくなる。)

9 ブランダムは「批判的活動」、「情報拡充的活動」、「正当化を志向する活動」の三つを挙げて、それぞれ「矛盾しないコミットメントの全体的な布置関係を目指す責任」、「完全なコミットメントの全体的な布置関係を目指す責任」、「根拠づけられたコミットメントの布置関係を目指す責任」として定式化している (RP: 36)。

10 ブランダムの積極的自由および自律性の議論は、デリーやバックハーストが選択の自由をモデルにして自律性を語ってきたリベラリズムの伝統や構成主義的学習観を批判するとき採用しているものである。また、ブランダムは消極的自由の喪失と積極的自由の拡大という論点をローティ批判に繋げている。ローティは政治哲学を語る公的な「語彙」と個人の善を語る私的な「語彙」を区別した。ローティにとってそれらの区別は、語彙が別々の目的に資するものであることを指摘することで、すべての活動に唯一の (究極的な) 語彙を与えようとする試みを批判するものであった。だが、ブランダムはこうした公的・私的な語彙の区別の意義を認めつつも、様々な文法や規則をもつ公的な語彙を習得すること (消極的な自由の喪失) で無数の新たな語彙を産み出すこと (積極的な自由の拡大) ができる点を指摘している (RP: 73)。「言語的な規範は特別である。特別な理由は、それらによって制約されることによって、われわれに特有の自由が与えられるからである。ある語彙を新たに採用することによって言語的な規範に従属することは、紛れもなく制約の一形態である。それは、バーリンが消極的自由と呼んでいるもの

—制約からの自由—の譲渡である。…だが、それによって人はまた、数えきれない新たな主張を作り出し、理解し、数えきれない新たな概念をかたちづくり、数えきれない新たな目的を形成することなどができるようになるのであるから、ある語彙において暗示的な規範による制約に従属することは同時に、無比の積極的な自由を与えることでもあるのだ—すなわち、それまではできなかったであろうことだけでなく、そうしようと欲することすらできなかったであろうことを行うことへの自由を与えることなのである。」(PP: 151)

「民族の共通言語を語ることのポイント、言いかえるならば公的な語彙の共有された規範に自分自身を縛り付けること (binding) のポイントは、その能力を共有された公的な目的を遂行することに限定することにあるのではない。それは、語彙が位置づけられる私的な使用 (新たな、特異なという意味において) に大きくは存している。」(PP: 151-2) 「私がこれまで主張してきたのは、ローティが議論している公的な・伝統維持的な実践と私的な・伝統革新的な実践は、あらゆる論弁的活動の二つの側面であって、互いに切り離して理解することはできない、ということである。つまり、われわれは民族の語彙のルーティン化された語りと個人の創造的な論弁的再創造の区分 (古い目的を遂行することと新たな目的を打ち建てること) を、語彙の境界線内で生じる論弁とその語彙を渡って新たな語彙を入れるような論弁との区分によって考えるべきではないということである。なぜなら、そのように考えることは、(自分たちが意味するものによって固定された一連の規則の中で) われわれが信じるべきことについて熟慮することと、新たな一連の意味を産み出すこととのあいだの区分に対するノスタルジーにその力を借りているからである。そして、これこそ語彙の語彙が克服するために導入された描像にほかならない。あらゆる語彙の使用、主張をなすときのあらゆる概念適用は、共同的な実践に暗示的な規範—その公的な局面、これなしには何事も意味できない (意味できないことは何事かを引き起こしうるが)—に答えるると同時に、その新規性によって当の規範を変える—その私的な局面、これなしに表現する価値のある信念や企図、目的をかたちづくることなどできない—のである。」(PP: 153)

11 PP ではウィトゲンシュタインを規範的なプラグマティストとして位置付けている。「[無限後退論証に対して - 引用者注] その対案は、いくらかの規範は規範が何であるのかを言う規則の形態において明示的であるというよりも、実践において—実践者が実際に行っていることのうちにおいて—暗示的であるということであることを認めることである。この規範に関するプラグマティズムが、規範的な基礎

的プラグマティズムである。」(PP:70)

12 『哲学の中の理性 (Reason in Philosophy)』(カントとヘーゲルの解釈から『明示化』プロジェクトを展開したもの)と『プラグマティズムに関する見方 (Perspectives on Pragmatism)』(プラグマティズム解釈から『明示化』プロジェクトを展開したもの)が姉妹編として出版されていること、カントやヘーゲルをプラグマティストとして位置づけなおしていること、プラグマティズムを「第二の啓蒙主義」(PP: 36)として読み解いていることが注目される。「第二の啓蒙主義」と呼ばれるのは、プラグマティズムがロマン主義と同様に啓蒙主義の抽象的・普遍的な理性を批判しつつ、一方でロマン主義とは違って理性の拒絶へと後退しないからである。「つまり、思考に対して感情を、経験に対して直観を、科学に対して芸術を優先させることはしない。プラグマティズムは知性的というよりも実践的な理性という着想を提示しており、それは抽象的な言うこと (sayings) よりも知的な行うこと (doings) において表現される。」(PP: 41)

13 ただし、ブランダムは自然主義を否定しているわけではない。ブランダムが支持するのは、プライス (Huw Price 2011) の区分に基づけば、客観的な自然主義に対する主観的な自然主義である(ブランダムとプライスの評価については、ローティ (2011) も参照)。主観的な自然主義は、客観世界の自然主義に対しては反自然主義の立場に立つが、われわれが行っていることについては自然主義的なアプローチをとることができるとする。ブランダムはわれわれの言語使用(語用論)を記述することで、意味論を再構築できると考える点で、主観的な自然主義に立つ。

14 ブランダムは自然主義的な立場に立つプラグマティズムの問題点を、意味理解の「下流 (downstream)」(PP: 49)しか見ていないとも批判する。この批判の背景には、ダメットの議論がある。ブランダムはダメットに大きな思想的影響を受けており、彼のフレーゲ理解ならびに推論主義は基本的にダメットのフレーゲ解釈およびその批判から導かれている。ここでダメット解釈を検討する力量を私は持ちあわせていないが、ブランダムはダメットの議論が意味ある言明を発話するための状況に注目しただけでなく、その言明を正当化したり、その言明から別の判断を引き出したりすることができなければならないことを指摘した点を評価している。この点を理解するためには、金子 (2006) がダメットを行動主義的に理解する標準的な解釈に対して、ダイナミックな言語実践を射程に入れていたと主張している点が参考になる。それによれば、ダメットは他者の語の意味に関する知識を帰属させる条件を問い、その条件を表

出 (manifestation) に求めている。ここから標準的解釈は当該の言明に対する同意/不同意という振る舞いによって帰属しようとしているとダメットを解釈する。だが、ダメットは「主張という脈絡において、言明内容を把握することは、単にその言明に同意したり、しなかったりすることではなく、状況に応じていつでもその言明内容を正当化できるということを含んでいなければならない」(金子 2006: 171)ということまで主張しているのだという。そして、言明の使用には、「(1) どのような状況で言明が正当に主張できるか、(2) その言明を正しいとして受け入れたときに、そこから帰結として何が許されるか」(金子 2006: 172)という二つの相があると考えているのだという。この(1)がブランダムのいう「下流」であり、(2)が「上流 (upward)」にあたろう。プラグマティズムはどのような状況でどのような言明が役立つかを説明しているが、その言明がどのような帰結をもつのかは推論的なネットワークを顧慮しなければ見えてこないというのがブランダムの批判のポイントである。

15 この点は、ブランダムのドレイファス批判と関連している。ドレイファスはハイデガーの『存在と時間』の第一部における道具使用の解釈から、技能処理 (skillful coping) おいて作用している知を明示化不可能なものとして取り出した。対してブランダムは、暗示的な次元をふたつに分け、そのうち暗示的であるが推論的關係を保っているような次元こそが、自分が暗示的なものとして理解しているものだと主張する (PP: 12)。ドレイファスは論文「心的なものの神話の克服」の中でマクダウエルおよびブランダムの解釈に対して、自分はそうした理由づけをめぐる議論をふまえていると反論している (Dreyfus [2005] 2014)。だが、ドレイファス自身がマクダウエルの解釈を間違っていたと認めているように、両者の論争は互いの論点を誤解し合うことで進んでいるように思われる (杉田 2013 を参照)。また、自然主義的な説明として、デイヴィドソンの因果説ならびにゴールドマンに代表される知識の外在主義に立つ信頼性主義なども関わっている。詳細な検討はできないが、いずれもコミットメントと権利づけという規範的な地位のやり取りという側面から、単なる因果的な知識や行為の正当化では不十分であるという批判が加えられている (RP: chap. 7)。

16 これはまったく分析哲学の方法論に基づいている。つまり、ブランダムの立場は分析哲学のプロジェクトを所与の神話に訴えかけることなく(表象主義的な説明)、自分たちが暗黙的に行っていることを明示化することとして解釈しなおそうとする(表現主義的な解明)ものである。その意味でブランダムはポスト分析哲学の系

譜に位置しているのである。

17 「新たな事例に概念を適用するときにはほとんどつねに同じ仕方で応答するよう訓練されうるといことは、どのような応答が当該事例において正しいのかを決定する実践が存在するための必要条件である。だが、このことは、当の実践が正しいということがこうした同意、つまり当の規範を社会的な規則性に還元して説明する立場が抱いているような同意に存しているということと言うことにはならない。」(MIE: 46) ここでブランダムはマクダウエルのウイトゲンシュタイン解釈に従っている (MIE: 660)。マクダウエルによれば、規則のパラドックスに直面して、その解決のために共同体メンバー間の解釈の一致に訴えかけることはウイトゲンシュタインのポイントを理解し損ねている。マクダウエルによれば、規則解釈の不一致を外在的な何事か (たとえば共同体) によって保証しようとする試みは、規則把握を解釈としてしか理解しないために生じる。ウイトゲンシュタインが行っているのは、そうした外在的な何事かによって規則把握を説明することではなく、規則に従っているとされるのであれば、そこには共同体での実践が前提とされているだろうということを解明することにほかならない。ただし、マクダウエルはブランダムは明示化プロジェクトが同じような誤りを犯していると考えている。明示的な規則が暗示的な実践に基づいていると主張する点でブランダムは、暗示的な実践という外在的な何事かに訴えかけているというのである (McDowell [2002]2009)

18 ここで注意しなければならないのは、ブランダムが「主張 (assertion)」を中心に据えることにある。ブランダムはウイトゲンシュタインの「言語ゲーム (Sprachspiel)」概念を批判する。ウイトゲンシュタインはその概念によって、われわれの言語実践が実に様々なヴァリエーションを有していることを表そうとした。たとえば心的なイメージを伝達するといった伝統的な言語観は、それ以外の言語実践を捨象してしまう。「言語ゲーム」という道具立ては、様々な言語実践に本質的なものではなく、互いにゆるやかに結びついた家族的類似としての言語実践を描き出す。しかし、ブランダムはこうした意義を認めつつも、たとえば石板ゲームに見られるような言語実践を派生的なものとして位置づける。われわれの言語実践の中心は理由を与え問い合うゲームなのであり、その中で主張 (assertion) が中心を占める、このように捉えるのである。

19 ブランダムは暗示的な規範実践に優先性を置き、コンフリクトを例外的な事態だと捉えている。「ある主張に対して異議申し立てできるのは、それと両立不可能な主張を作り出すことによるのみである。…正当化およびコミュニケーションの連鎖を通して言い分

の権利づけの起源を辿ることが適切であるのは、実際上のコンフリクトが生じたときだけ、つまり二つの一見妥当な権利づけがコンフリクトを起こしたときだけである。正当化への要請や権利づけの開示が終わりに至る場所は前もって確立されていないけれども、そのような要請が終わりうる場所、熟慮し続ける無限後退というグローバルな怖れが必要ない場所というものは十分にある。」(MIE: 178)

20 ブランダムはサイモン・ブラックバーンやアラン・ギバートら近年の表出主義の理論的な進展に言及はしているが、それ以上の議論を展開しているわけではない。だが、大庭はブラックバーンの議論がブランダムの先駆をなすにもかかわらず、「無縁であるというのは、われわれからすると驚きに値する」(大庭 2004: 34) と述べている。両者の相違点などの検討は他日に期したい。他方、哲学における「表出主義 (expressivism)」は価値言明に関わる表出主義だけではない。テイラーの「表現主義」がある。ブランダムは表出主義とテイラーの表現主義は多くの共通点を持っているにもかかわらず、(マクダウエルとは対照的に) ブランダムは自身とテイラーの思想的な繋がりを語っていない。スミス (Smith 2010) はこのことが驚くべきことだと述べつつも、テイラーの表現主義はロマン主義に共鳴的であるために、音楽や詩といった非概念的な表現の意義を説いていると指摘し、評価している。この点についてテイラー自身が言語実践の神秘性を取り除こうとするブランダムを批判しており (Taylor 2010)、ブランダムも自身が「主張」に基礎を置いていることをあらためて強調している (Brandom 2010)。

21 ブランダムは先述したハーマンの演繹推論批判を引きながら、推論する過程と結果として見えてくる推論関係を区別する (TMD: 192)。ポイントは推論形式によっては何をなすべきかが明らかでないというハーマンの解釈に従って、「前提から結論への移行 (movement)」(TMD: 192) という過程を重視することにある。

22 次の徳増のまとめは明快である。『「自分自身がそれと両立不可能であることを認めるような二つのコミットメントを扱う』というのは、コミットメントどうしの両立不可能性、解消できない矛盾が登場することであり、この不都合な事態は誤謬として破棄されるか訂正されなくてはならない。このように誤謬を破棄ないし訂正していく過程が『経験』であり、『経験』が遂行されたとき、同時に主観の状態と意味依存関係にある客観の側の概念内容も変わるのである。』(徳増 2010: 89)